

公告

平成25年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生を次のとおり募集します。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 募集人員等

所在地及び名称	募集人員	うち推薦による選抜
伊那市伊那4347番地の1 (郵便番号 396-0025) 長野県公衆衛生専門学校 電話 0265 (72) 4730	20人	10人程度

2 修業年限

3年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4 入学試験

(1) 期日

平成24年12月15日（土）

(2) 場所

長野県公衆衛生専門学校

(3) 審査内容

ア 学力試験科目

国語総合（現代文に限ります。）及び英語I

イ 人物考査

5 入学志願の手続

(1) 提出書類

ア 入学願書（本校所定の用紙によります。）

イ 最終学校の調査書

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（イの書類に記載のある場合を除きます。）

(2) 受付場所

長野県公衆衛生専門学校

(3) 受付期間

平成24年11月28日（水）から12月6日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成24年12月6日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受験料

受験料（9,600円）は、長野県収入証紙により（入学願書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 合格者の発表**(1) 期日**

平成24年12月27日（木）

(2) 方法

長野県公衆衛生専門学校に掲示するほか、合格者に通知します。

7 推薦入学試験

(1) 出願資格

平成25年3月31日までに長野県内の高等学校を卒業見込みの者

(2) 推薦条件

ア 学業成績、人物ともに優れ心身ともに健康で歯科衛生士への能力適性について高等学校長が責任をもって推薦できる者
イ 合格した場合必ず入学する者

ウ 卒業後、長野県内において歯科医療従事者として社会に貢献しようとする積極的な意志を有する者

(3) 入学試験の期日、場所及び方法

期日 平成24年10月19日（金）

場所 4の(2)のとおり

方法 小論文、面接及び書類審査

(4) 提出書類

5の(1)に掲げる書類のほか高等学校長の推薦書（本校所定の用紙により、高等学校長が作成したもの。）

(5) 受付場所

5の(2)のとおり

(6) 受付期間

平成24年9月27日（木）から10月4日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成24年10月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(7) 受験料

5の(4)のとおり

(8) 受験票の交付

5の(5)のとおり

(9) 入学試験の結果

入学試験の結果は、推薦高等学校長を経由して本人に通知します（試験結果の通知書は平成24年10月31日（水）に発送します。）。

(10) 合格者の発表

6のとおり

8 問い合わせ先等

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、長野県公衆衛生専門学校に行ってください。（郵便により入学願書等の用紙を請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒「角形2号33センチメートル×24センチメートル」を同封してください。）

9 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度放置廃棄物周辺環境影響調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年10月31日まで

(4) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者又は長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の規定に基づき地質調査に関し入札参加資格を有している者であること。

(3) 長野県総務部長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の環境大臣が指定する者であって、長野県を同法第29条に規定する土壌汚染状況調査等を行う区域としている者であること。

(6) 過去に国又は地方公共団体において同様の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部廃棄物監視指導課

電話 026 (235) 7203

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月21日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

廃棄物監視指導課

公告

諏訪赤十字病院労働組合から夏季一時金等に関するこの要求に関して、平成24年6月5日以降、諏訪赤十字病院（諏訪市湖岸通り5丁目11番50）構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

平成25年度長野県農業大学校農学部学生を次のとおり募集します。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 募集人員及び修業年限

学科	修業年限	募集人員
総合農学科	2年	60人
実科・研究科	各1年	実科 合計 50人
		研究科 合計 50人

2 一般入学試験

(1) 受験資格

ア 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(4) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

(ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 実科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

(7) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(4) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

(ウ) 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(イ) 18歳以上であって、(7)、(4)又は(ウ)と同等以上の学力があると認められる者

ウ 研究科

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

(7) 長野県農業大学校の実科を卒業した者

(イ) 学校教育法による短期大学を卒業した者

(ウ) (7)又は(イ)と同等以上の学力があると認められる者

(2) 入学志願の手続き

ア 提出書類

(7) 入学願書及び受験票（所定の用紙を使用してください。）

(イ) 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあっては、卒業証明書、成績証明書又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）

(ウ) (1)のアの(ウ)又は(1)のイの(ウ)に該当する者にあっては、その事実を証する書類

(イ) 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル、横5センチメートルのもの1枚を入学願書に貼ってください。）

(ホ) 長形3号封筒（志願者宛てに受験票を返送しますので、住所、氏名及び郵便番号を明記し、80円切手を貼ったものを1通提出してください。）

(カ) その他校長が必要とする書類

イ 入学願書の受付期間

平成24年12月10日（月）から平成24年12月25日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除きます。郵送による場合は、平成24年12月25日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書に貼り、消印しないでください。）納付してください。

エ 入学願書等の提出先

受験しようとする 学 科	提 出 先
総合農学科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10931-1 電話 (0263) 52-1188
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

(3) 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査（面接）とし、次により実施します。

ア 期日及び場所

(7) 期日 平成25年1月15日（火）

(4) 場所 (2)のエの入学願書等の提出先

イ 筆記試験の内容

(7) 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 数学I	国語(60分) 小論文(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	化学I 生物I (注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理及び各種家畜の飼養管理等とします。	数学(60分) 公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	数学I 現代社会 化学I 生物I (注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理及び各種家畜の飼養管理等とします。

(4) 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(4) 合格者の発表

平成25年1月25日（金）午前9時、試験を実施した場所（当該場所において実施した学科に係るものに限ります。）及び長野県農業大学校ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/noudai/index.htm>)に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

3 推薦入学試験

最終学校における成績が特に優秀であって、当該校長から推薦された者（高等学校長の推薦は平成24年3月に卒業した者及び平成25年3月に卒業見込みの者、その他の推薦は平成25年3月に卒業見込みの者に限ります。）については、次により推薦入学試験を実施します。

(1) 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(2) 入学願書の受付期間

平成24年10月22日（月）から 平成24年11月2日（金）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除きます。郵送による場合は、平成24年11月2日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 受験料

2の(2)のウのとおり

(4) 入学願書等の提出先

2の(2)のエのとおり

(5) 入学試験の実施

試験は、筆記試験（小論文「60分、1,200字以内」）、人物考査（面接）とし、次により行います。

ア 期日 平成24年11月13日（火）

イ 場所 (4)の入学願書等の提出先

(6) 合格者の発表

平成24年11月26日（月）午前9時、試験を実施した場所（当該場所において実施した学科に係るものに限ります。）及び長野県農業大学校ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/xnousei/noudai/index.htm>）に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

4 その他

(1) 推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県農業大学校に入学を希望する者は、2の一般入学試験の手続により受験することができます。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

県営依田川左岸地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営依田川左岸地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年6月1日から平成24年6月28日まで

3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

公告

県営日滝原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営日滝原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年6月1日から平成24年6月28日まで

3 縦覧の場所

須坂市役所、上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、小諸都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年5月31日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成24年6月24日（日）午前10時から
- (2) 場所 小諸市コミュニティーセンター 3階 会議室（小諸市相生町三丁目3）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・5・3号東郷土西原線

平成13年長野県告示第340号で決定された計画の一部について、道路線形及び車線の追加による区域の一部を変更します。

(2) 変更案の閲覧

公告日から平成24年6月14日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告日から平成24年6月14日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課又は小諸市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

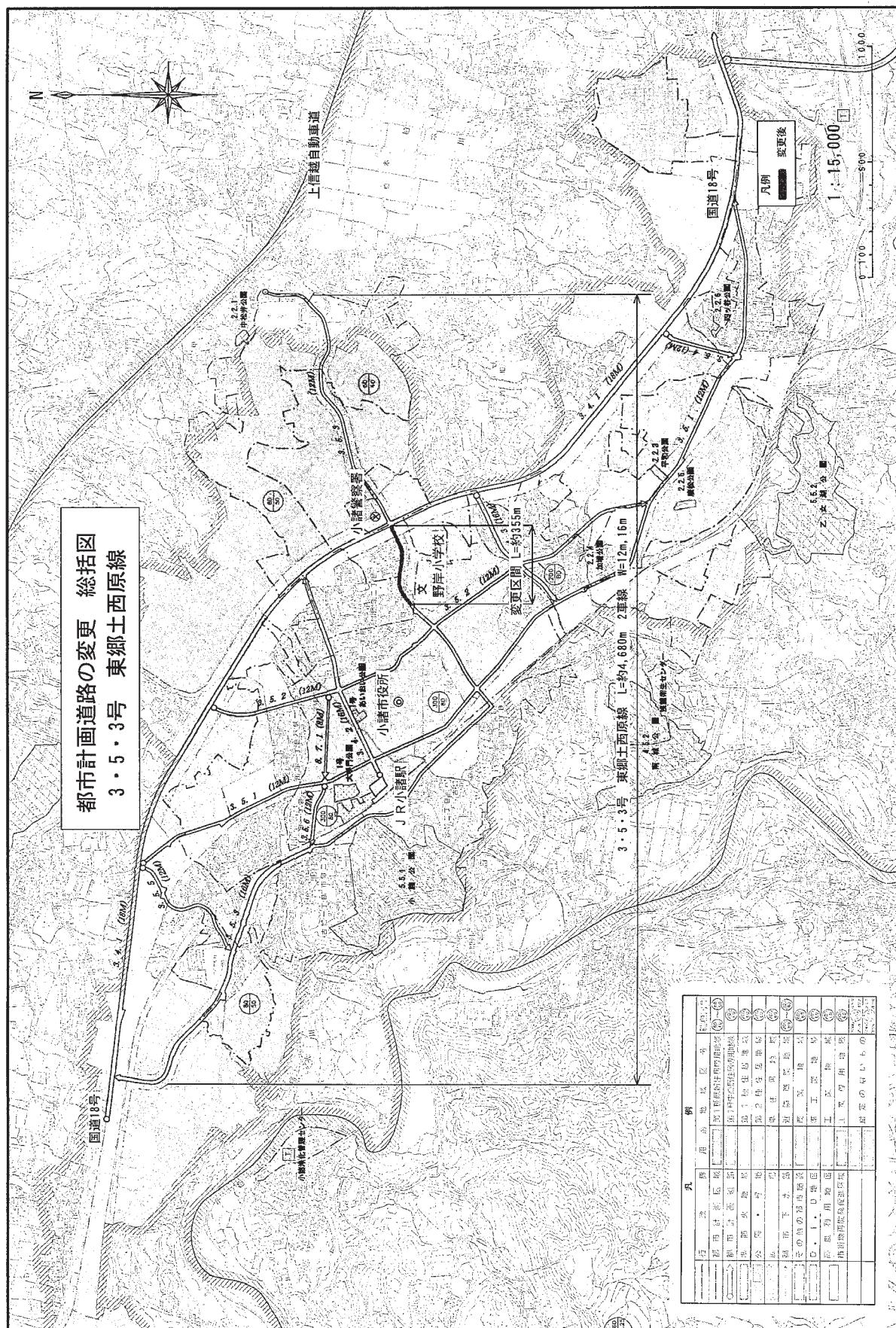
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

総括図 都市計画道路の変更 3・5・3号 東郷土西原線



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時：月 日 時 分)

公述申出書

(整理番号)

小諸都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

上中堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年5月31日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏 名	住 所
松坂秋男	長野市篠ノ井小松原101番地
滝澤一男	長野市篠ノ井小松原34番地
関正紀	長野市篠ノ井岡田142番地3
西沢重正	長野市篠ノ井岡田1788番地
柄木田幸治	長野市川中島町四ツ屋1294番地3
内村淑	長野市川中島町今里1231番地
山岸甫	長野市川中島町今里752番地
棚田利夫	長野市篠ノ井二ツ柳243番地5
山岸懿	長野市篠ノ井会277番地

重任

氏 名	住 所
高橋宏	長野市川中島町今井814番地の2

島田洪三 長野市川中島町今井870番地

鳥羽隆善 長野市篠ノ井布施高田517番地

退任

氏 名	住 所
太田信	長野市篠ノ井小松原1163番地
山口晃	長野市篠ノ井小松原2181番地
小笠原安雄	長野市篠ノ井岡田177番地
原田勇之助	長野市篠ノ井岡田1675番地
池田宗彦	長野市川中島町四ツ屋268番地2
山崎勤	長野市川中島町今里1502番地
山崎邦夫	長野市川中島町今里399番地1
春日寛之	長野市篠ノ井二ツ柳1927番地

監事

新任

氏 名	住 所
丸山都男	長野市篠ノ井岡田263番地

重任

氏 名	住 所
島田希芳	長野市川中島町今井431番地
中村常男	長野市篠ノ井御弊川452番地

退任

氏名 住所
森重信 長野市篠ノ井小松原1590番地
山岸謙治 長野市篠ノ井会174番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月31日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

- 1 許可番号 平成24年1月24日
長野県佐久地方事務所指令23佐地建第7-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字御影新田字和田原2712-1、2712-2、2712-3、2713-1、2713-2、2714-1、2714-2、2714-3、2715-1、2716-1、2716-2、2716-3、2716-4、2717-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東筑摩郡山形村字下本郷4082-3
サンリン株式会社 代表取締役 柳澤勝久

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月31日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1 許可番号 平成24年1月20日
長野県上伊那地方事務所指令23上伊地建第14-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市富県3386-4、3386-12、3387-2、3387-7、3387-10、3387-11、3387-12
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市富県3429-5
有限会社ファットエヴァー 代表取締役 鈴木教仁

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月31日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

- 1(1) 許可番号 平成24年2月8日
長野県松本地方事務所指令23松地建第31-3号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-32、1787-68、1787-70、1787-132、1787-135、1787-145、1787-146、1787-147

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘野村61-3

赤羽工機有限会社 代表取締役 中島芳郎

- 2(1) 許可番号 平成24年3月1日
長野県指令23建指第11-15号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科光1261

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市梓川倭89-3 ヴィラ・アビスコ303号

平林昌樹

- 3(1) 許可番号 平成24年3月1日
長野県指令23建指第11-22号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字下原2027-3

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出2213-35 ディアスO A N A C-201
原 和樹、原 真佑美

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月31日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1(1) 許可番号 平成24年1月12日
長野県指令23建指第12-10号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字福島字雁土橋311-1、311-4

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市緑町1418-24
株式会社 未来農業計画 代表取締役 松田淳

- 2(1) 許可番号 平成24年3月1日
長野県長野地方事務所指令23長地建第1-7号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字郷原365-1、365-3、365-4、365-5、365-8

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字日滝1122-4
株式会社 中沢工務店 代表取締役 中澤公治

建築指導課